

市場移転に関する関係局長会議

平成 30 年 5 月 28 日 (月)

18 : 30 ~ 18 : 40

7 階 大 会 議 室

- 1 開 会
- 2 議 題
千客万来施設事業について
- 3 長谷川副知事発言
- 4 知事発言
- 5 閉 会

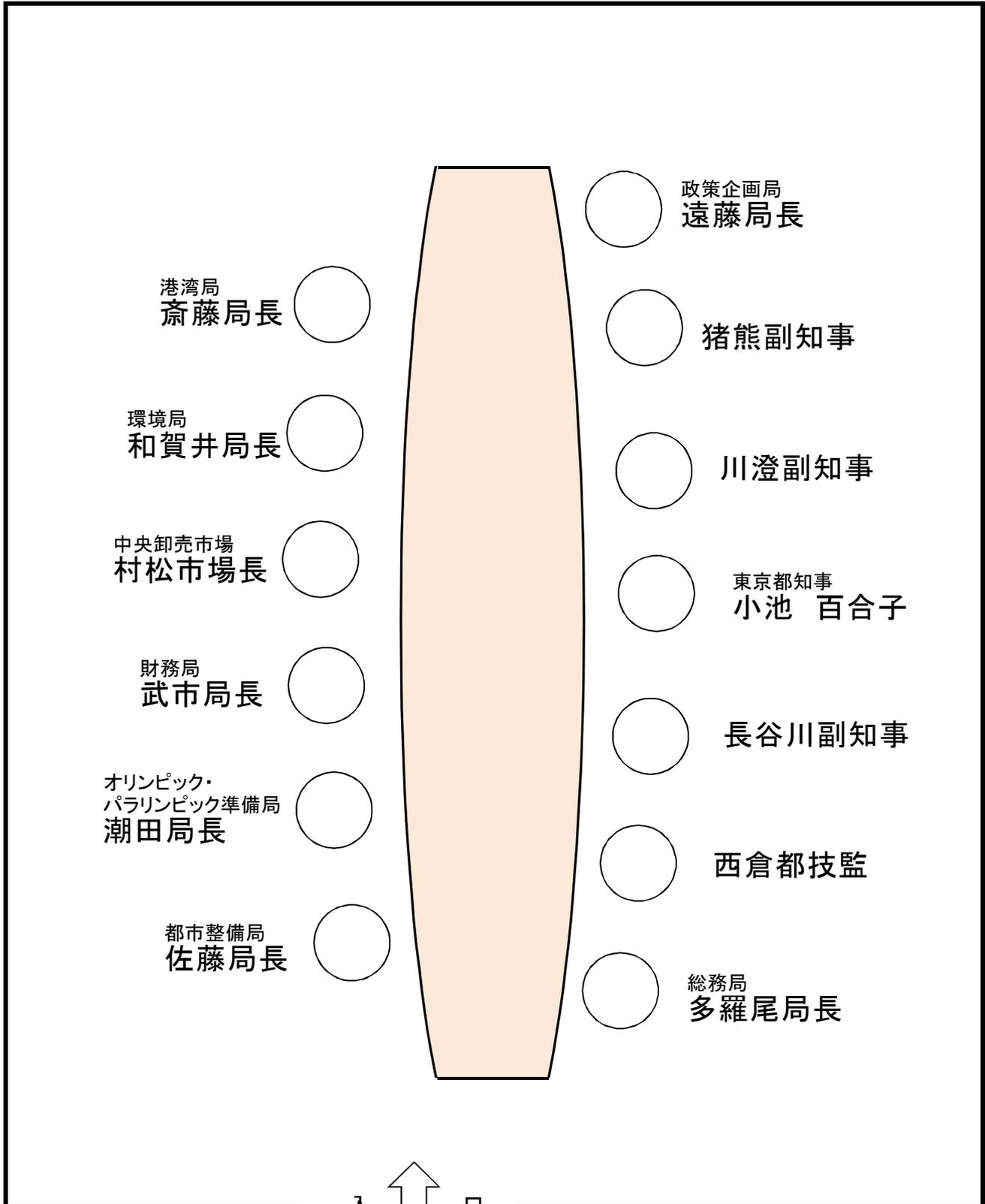
出席者

東京都知事	小池 百合子
東京都副知事	川澄 俊文
東京都副知事	長谷川 明
東京都副知事	猪熊 純子
東京都技監（建設局長兼務）	西倉 鉄也
中央卸売市場長	村松 明典
政策企画局長	遠藤 雅彦
総務局長	多羅尾 光睦
財務局長	武市 敬
オリンピック・パラリンピック準備局長	潮田 勉
都市整備局長	佐藤 伸朗
環境局長	和賀井 克夫
港湾局長	斎藤 真人

市場移転に関する関係局長会議 座席表

平成30年5月28日(月) 18時30分～18時40分

東京都庁第一本庁舎7階 大会議室



市場移転に関する関係局長会議

平成30年5月28日

事業者からの回答の概要(平成30年5月28日)

- これまでの要望・質問事項に対して、都が十分な対応をしていないため、事業実施の可否を判断できず、事業を実施する意思があってもできない状況にある。
- 平成29年6月20日の基本方針が撤回されていない。また、築地再開発の具体的内容についても、千客万来施設事業と競合するような「食のテーマパーク」ないしは「市場機能を持ったこれに類する施設」ができる可能性があるのかないのか等について、明確な回答がない。
- 知事訪問の際、陳謝されたという認識はなく、不信感が募っている。また、その際の、建設費高騰やテナントリーシングへの対応についても、具体的で納得できるような回答が示されていない。
- 事業実施の意思について、一週間以内という短い期限での回答を求められ、信頼関係が損なわれた。
- 現在の状況では、事業実施を決断することは困難であり、都の都合により、結論を急ぐのであれば、これまで投じた経費を補償していただき、双方合意による早期の解約を検討することは可能である。

千客万来施設事業に関する主な経緯①

年 月 日	事 項
平成27年9月	○募集要項の公表(前事業予定者の辞退を受けた再公募)
平成28年3月	○事業予定者を「万葉倶楽部株式会社」に決定
平成28年6月	○万葉倶楽部株式会社と「基本協定書」を締結
平成28年8月	○豊洲市場への移転延期を表明
平成29年2月	○基本協定書の変更についての合意書を締結 ・施設の完成期限等を「都と事業者が別途協議の上合意する日」に変更
平成29年6月20日	○市場移転に関する「基本方針」を発表 ⇒以降、築地再開発と千客万来施設事業との関係について万葉倶楽部に継続的に説明
平成29年7月21日	○市場移転に関する関係局長会議を開催 ・豊洲市場は継続的に中央卸売市場として運営するとともに、日本の中核市場として育てていく ・築地再開発に当たっては、千客万来施設事業との整合を図りつつ開発コンセプト等を具体化
平成29年11月24日	○知事会見で千客万来施設事業について発言 ・千客万来施設を最優先に整備するように努力 ・民間からの提案募集の際は、千客万来施設事業のコンセプトとの両立や相乗効果を図れるよう十分配慮
平成29年12月20日	○豊洲市場の開場日を平成30年10月11日に決定

千客万来施設事業に関する主な経緯②

年 月 日	事 項
平成30年1月～3月	○万葉倶楽部側からの要望を受け、事業実施に向けた諸条件等について継続的に協議 (1月～3月の間で12回以上協議実施)
平成30年4月18日	○都から事業者に対し、本年4月25日までに事業実施に向けた意思を回答するよう文書で依頼
平成30年4月25日	○事業者から事業継続可否の判断が困難である旨の回答 ○「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・千客万来施設事業の経緯、築地再開発に関する報告 ・事業者の理解を得る努力を積み重ねていくことを確認
平成30年5月1日	○知事及び副知事が万葉倶楽部株式会社を訪問 ・事業者の懸念等に対して、都の考え方を説明。その際、事業者から建設コスト上昇への対応や、テナントリーシングへの協力について新たな要望 ○「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・5月1日の事業者訪問について報告し、事業実施に向けて事業者の最終的な判断をもらうよう進めることを確認
)	○5月1日の事業者からの要望等について、検討・協議
平成30年5月21日	○築地再開発検討会議(第7回)で「築地まちづくりの大きな視点」を取りまとめ ・「再開発の具体化に当たっては、豊洲市場と一体となったにぎわいを創出する千客万来施設事業のコンセプトとの両立や相乗効果を図ることとしている」と明記 ○都から事業者に対し、これまでの都の見解を示したうえで、本年5月28日までに事業実施の意思を明確に回答するよう文書で依頼